

選択的夫婦別姓は多様な社会の試金石

—与野党の枠を超え民法改正の実現を—

坂本 洋子

NPO 法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク理事長

はじめに

今年、1975年に選択的夫婦別姓導入の民法改正を求める請願が国会に提出されてから50年となる。請願権は憲法で保障された基本的人権の一つだが、国会は半世紀もの間、きちんと審査も行わず不採択としてきた。

2024年10月27日の衆議院総選挙で自民党が大敗を喫し、選択的夫婦別姓に賛成の政党が躍進したことから、通常国会での民法改正に期待が高まった。さらに、2日後の10月29日、女性差別撤廃委員会が民法改正を行わない日本政府に4回目の改善勧告を行ったことは、政府や立法府に、法改正を求める後押しとなった。

戦後すぐに始まった民法の見直し論議

夫婦同姓の見直し論議は、戦後の憲法制定による民法の大改正時に行われていた。ただし、家制度

の廃止に重点が置かれたため、その他の規定については検討が十分に行われなかった。そのため、当時の衆議院司法委員会は、夫婦同姓や女性の再婚禁止期間について「可及的速やかに将来においてさらに検討する必要がある」との附帯決議を付けた。その後、法制審議会でたびたび審議されたが留保事項とされた。

国連が1975年を国際女性年とし、翌年からの10年を「国連女性の10年」と定めた頃から選択的夫婦別姓を求める声も高まり、請願が初めて国会に提出された。最初の請願の紹介議員は市川房枝参議院議員であった。

政府は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、男女平等施策を推進するための国内行動計画を策定した。1991年の新国内行動計画には「男女平等の見地から夫婦の氏や待婚期間の在り方を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行う」と明記した。この政府方針を受けて法制審議会が1991年1月に議論を開始し、5年の歳月をかけて1996年2月に答申した。

法制審答申の翌年から 提出されてきた議員立法案

法制審答申後、連立を組んでいた自民・社民・さきがけの3党は、民法改正の検討に入った。社民党とさきがけは賛成でまともだったが、自民党は、保守派が抵抗したため政府案としての提出を見

さかもと ようこ

熊本商科大学商学部卒（商学士）。専門分野はジェンダー。自治体職員として戸籍実務などを担当した後、国会議員政策秘書、女性情報紙編集長などを経て現職。千葉商科大学非常勤講師（ジェンダー論）。

著書に『法に退けられる子どもたち』（岩波ブックレット 2008年）、編共著『よくわかる民法改正』（朝陽会 2010年）、「時の法令」（朝陽会）への論文多数。

送った。

審議会の中で最も権威があると言われる法制審議会の答申が立法化されなかったことは極めて異例だ。

答申の翌年、野党は議員立法案を提出し、継続、廃案、提出を繰り返した。自民党と連立を組む公明党は、政府の世論調査で賛成が反対を初めて上回った2001年に単独で提出したが、その後は自民党に遠慮して提出をしていない。

2009年の衆議院総選挙で、自民党から民主党に政権が変わると、翌年の通常国会での民法改正が現実味を帯びてきた。ところが、連立を組む国民新党の亀井静香金融担当大臣が強硬に反対し、民主党内にも慎重な意見が相次いだことから、2010年3月、当時の鳩山内閣は民法改正案の閣議決定を見送った。政権交代するまで議員立法案を出し続け、民法改正を公約に掲げた民主党が政権をとった初めての通常国会で、内閣提出法案はもちろん、議員立法案ですら提出できない結果となった。

初の国賠訴訟へ

衆参両院で選択的夫婦別姓に賛成派が反対派を上回っていたのは2010年の通常国会だけである。政権交代での実現に大きな期待を寄せていた当事者やNGOは、民法改正を見送った民主党政権に憤りと失望を募らせ、訴訟の検討を始めた。

2011年2月14日、夫婦同姓規定が個人の尊厳や両性の平等を定めた憲法や女性差別撤廃条約に違反するとして、富山、東京、京都に住む男女5人が東京地裁に、初めての国家賠償請求訴訟を提起した。

選択的夫婦別姓に反対する動き

1996年の法制審答申に危機感を持った保守派は、答申直後に「夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民委員会」を発足させ、法案提出を断念させた。この国民委員会の流れをくむのが日本会議で

ある。日本会議は1997年5月に設立されたが、その設立の前日、日本会議を支援する超党派議員による「日本会議国会議員懇談会」が発足した。日本会議の運動の柱の一つが選択的夫婦別姓に反対することであった。

2001年5月、政府の「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」で、夫婦別姓への賛成が反対を上回ると、自民党からも民法改正を求める声が上がった。これに危機感を持った「日本会議」は、「日本会議」の中に「日本女性の会」を結成し、選択的夫婦別姓反対署名運動を開始した。

2007年7月の参議院選挙で選択的夫婦別姓に賛成の野党が過半数となると、同年12月に保守派議員が「真・保守政策研究会」を結成した。2009年の解散総選挙で選択的夫婦別姓制度導入を公約にした民主党が政権を取ると、2010年2月に「真・保守政策研究会」は「創生『日本』」へと改称し、安倍晋三会長のもとで夫婦別姓に反対する運動方針を採択した。

2012年12月の解散総選挙で自民党が政権を奪還すると、再び首相となった安倍氏は、自身のブレインのほか、閣僚、政府の重要政策会議や審議会などにも選択的夫婦別姓に反対の論客を起用した。第2次安倍政権は、選択的夫婦別姓の実現を阻止するための活動を閣内外で展開した。

2020年9月、安倍政権下で官房長官だった菅義偉氏が首相になると、期待する声が上がった。菅氏は、法制審答申から10年の2006年、読売新聞に、選択的夫婦別姓に賛成の立場から「不便さや苦痛を感じている人がいる以上、解決を考えるのは政治の責任だ」とコメントを寄せていた。そのことを、2020年11月の参議院予算委員会で、野党議員から問われた菅首相は、「私は、政治家としてそうしたことを申し上げてきたことには責任があると思う」と、改めて賛成であることを明らかにした。これで潮目が変わったかのように見えたが、選択的夫婦別姓に反対する自民党の有志議員が「『絆』を紡ぐ会」を設立し、激しく抵抗した。第5次男女共同参画基本計画の閣議決定の直前に、それまで盛り込まれていた選択的夫婦別姓の記述も削除させ、

後退させた。

選択的夫婦別姓制度導入の是非は、「個人の尊厳」や「男女平等」といった憲法や条約の理念に沿って見直しを検討されてきたにもかかわらず、情緒的な「家族の絆」論や「家族の在り方」論にすり替えられ、反対派の激しい抵抗に遭い、民法改正が阻まれた。

世論は選択的夫婦別姓に反対なのか

政府が法改正しない理由に挙げているのが「世論」の動向だ。

政府が2017年に行った「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度に賛成が42.5%、反対の29.3%を大きく上回った。世代別に見ても、反対が賛成を上回ったのは70歳以上だけであった。また、2020年5月に公表された、朝日新聞と東京大学の谷口将紀研究室が実施した共同調査では、賛成57%、反対17%で、自民党支持層に絞っても54%が賛成であった。新聞各社の世論調査でも賛成が反対を大きく上回った。

これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗していることを理由に、慎重な姿勢を示していたが、大多数が賛成になった今、停滞させる理由は成り立たない。

そもそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、立法を怠ることは許されない。少数派の問題を多数決で決めると、少数者の不利益の解消は常に置き去りになるからだ。

通称使用の拡大では問題解決できない

保守派が、1990年代から反対の理由に挙げているのが「通称使用の拡大で十分」というものだ。政府も2001年以降、選択的夫婦別姓ではなく通称使用の拡大に力を入れてきた。

行政機関で通称使用が認められると、民間企業などでも容認されるようになり、夫婦が同じ名前を名乗らないことも珍しいことではなくなった。しかし、通称使用には問題もあり、限界もある。職場で

通称が認められても、戸籍名が求められる場面も少なくない。そのため、二つの名前を使い分けなければならない煩雑さが、通称使用をする個人にも、ダブルネームを管理する職場にもある。通称使用を公的に拡大することで不便は解消できるという意見もあるが、どこでも通称が可能になれば、戸籍上の氏や民法上の氏とは何か、通称と民法上の氏とを区別する意味があるのかという根本的な問題に直面する。

2015年12月の夫婦別姓訴訟の最高裁判決では、夫婦同姓規定を合憲とし、女性に偏る不利益は「旧姓（通称）使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」とした。保守派は、最高裁の合憲判断を「お墨付き」を得たとして、通称使用の拡大での幕引きを図った。

しかし、最高裁判決から3年もたたないうちに訴訟が提起されたことをみても、通称使用では問題解決しないことは明らかだった。

国連女性差別撤廃委員会の動き

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が選択的夫婦別姓導入を勧告したのは2003年の第4回・第5回日本政府報告審査が初めてだが、その後も民法改正は行われず、CEDAWは2009年と2016年、そして2024年には4度目の勧告を行った。

また、CEDAWは2009年の審査で、民法改正を新たに導入したフォローアップの対象とした。フォローアップは、総括所見で勧告したうちの1ないし2項目について、締約国に対して2年以内に追加情報の提出を要請する手続きである。フォローアップの対象となる基準は条約実施の大きな障害となっているもので、2年以内に実施可能なものとされている。CEDAWは、2009年に民法改正をフォローアップの対象としたが、実現しなかったため、2016年に再度フォローアップの対象とした。ところが、CEDAWが日本政府に送ったフォローアップの評価文書を、外務省が所管の内閣府男女共同参画局に知らせず非公開にしていたことがわかった。国会議員から指摘され、当時の茂木敏

表 国連女性差別撤廃委員会から夫婦同姓強制の是正勧告

2003	女性差別撤廃条約第4・5回報告書審査	婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択・婚外子差別の各規定の改正
2009	女性差別撤廃条約第6回報告書審査	婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択・婚外子差別の各規定の改正を勧告、実施について2年以内に報告
2011	女性差別撤廃条約フォローアップ書審査	一部履行の評価、1年以内に再度報告
2013	女性差別撤廃条約フォローアップ書審査	勧告は実施されていない。次回定期報告において追加的情報提供
2016	女性差別撤廃条約第7・8回報告書審査	婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択の各規定の改正。実施について2年以内に報告
2018	女性差別撤廃条約フォローアップ書審査	一部履行の評価、夫婦別氏選択・再婚禁止期間撤廃について次回定期報告において情報提供
2024	女性差別撤廃条約第9回報告書審査	夫婦別氏選択の民法改正。実施について2年以内に報告

(出所)筆者作成。

充外務大臣は国会答弁で異例の謝罪を行った。CEDAWは2024年の審査で、民法改正を3度目となるフォローアップの対象とした。

繰り返しフォローアップの対象とされながら実現しないのは、フォローアップ制度はもとより、審査制度を形骸化させてしまうことは否めない。条約遵守を定めた憲法にも反する。

民法改正を求める 地方議会からの意見書

2015年の最高裁の合憲判決以降、民法改正を求めるNGOは、地方議会の意見書の決議を求める運動にも力を入れた。結果、2024年10月までに400を超える全国の地方議会で、民法改正や国会審議を求める意見書が決議された。2020年の参議院法務委員会で、地方議会からの意見書の受け止めを尋ねられた法務省民事局長は、「意見書は、各地方自治体の住民から選出された議員が議会の意見として決議したものであり、法務省として真摯に受け止めております。これらの議会の意見を含む幅広い国民の意見に耳を傾け、引き続きこの問題、検討してまいりたい」と、賛成側に配慮する答弁をしていた。

第3次夫婦別姓訴訟の提起

最高裁大法廷は、2015年の判決で夫婦同姓規定を合憲とし、「不利益は通称使用の広まりで一定程度緩和され得る」、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」として、議論を立法府に委ねたが、実際には、法改正に向けた具体的な動きには繋がらなかった。むしろ、最高裁の「合憲」は、立法不作為を助長したともいえる。安倍政権は、通称使用の拡大のみを行い、民法改正を求める質問には否定的な答弁を繰り返した。

2024年国際女性デーの3月8日、事実婚や通称使用の男女12人が、東京や札幌で、選択的夫婦別姓を求めて第3次訴訟を提起した。

第3次訴訟では、違憲判断がなされると確信している。婚外子相続分差別規定では、1995年に最高裁大法廷が合憲と判断したが、大法廷は2013年に、判例を見直し、違憲判断した。しかし、違憲の時期は2001年まで遡った。1995年の合憲判断からわずか6年で違憲と判断したことになる。夫婦別姓訴訟では、2015年の合憲判決から今年で10年となる。立法解決を期待して、合憲判

断することなど許されない。

経済界や弁護士会、第3次訴訟の動き

経団連の十倉雅和会長は2024年2月、女性の就労をサポートするとして、選択的夫婦別姓について「政府は一丁目一番地としてぜひやっていただきたい」と述べ、政府・与党に取り組みを求めた。法制審答申から30年近く経過していることについても、「なぜ、こんなに長い時間たなざらしになっているかよく分からない」と批判した。経済界の求めに与野党の議員が敏感に反応し、本会議や委員会では選択的夫婦別姓を求める質問が相次いだ。

一方、日本弁護士連合会の淵上玲子会長も2024年2月の会長就任早々、選択的夫婦別姓の実現に意欲を示した。6月には総会決議を行い、ワーキンググループの設置、会長談話の発出など精力的に行ってきた。

民法改正は与野党の枠を超えて

総選挙で躍進した立憲民主党の野田佳彦代表は、2025年の通常国会での民法改正に意欲を見せた。衆議院法務委員会の委員長に、選択的夫婦別姓の推進派の西村智奈美議員を充てる人事を発表した。

野田代表が昨年11月に出したかわら版のタイトルは「選択の時が来た!!」。「法務委員長を立憲が得たことにより、永田町でも化学変化が生まれてきました。公明党の斎藤鉄夫代表が『石破総理を通じて自民党を説得したい』と発言しました。30年ぶりに別姓法案の審議が動きそうです。」と締めくく

り、法改正への意気込みを見せた。

また、法制審議会答申日の2月26日に開催したmネットの最後の院内集会には、衆参の国会議員50人が参加し、各党代表のあいさつでは、通常国会での法改正への決意が述べられた。また、mネットと日本労働組合総連合(連合)は、最後の国会請願のキャンペーンを協力して進めることを発表した。

選択的夫婦別姓の議論は、「個人の尊厳」や「男女平等」といった憲法や条約の理念に沿って見直すことが出発点であったにもかかわらず、そのことが全く蔑にされ、一定の価値観を持つ反対勢力の主張が優先され、法改正が阻まれ続けてきた。その勢力も、自民党内では少数派となっている。

自民党が単独で政権をとることが不可能である今こそ、与野党の枠を超えて民法改正が行われることを切に願っている。■

《参考文献》

- 拙稿(2009.10)「国連女性差別撤廃委員会による日本政府報告書審査への総括所見」『時の法令』NO.1844 朝陽会
- 拙稿(2013.4)「『世論』は、本当に選択的夫婦別姓に反対なのか」『時の法令』NO.1928 朝陽会
- 拙稿(2013.7)「別姓訴訟—立法不作為の違憲性を問う!」『時の法令』NO.1933 朝陽会
- 拙稿(2015.5)「通称使用をめぐる動き—夫婦別姓訴訟大法廷回付を機に考える」『時の法令』NO.1977 朝陽会
- 拙稿(2016.4)「女性差別撤廃委員会の日本政府報告書審査をめぐる」『時の法令』NO.2000 朝陽会
- 拙稿(2018.6)「選択的夫婦別氏はなぜ実現しないのか」『時の法令』NO.2051 朝陽会
- 拙稿(2020.10)「夫婦別姓訴訟、再度最高裁へ」『時の法令』NO.2108 朝陽会

